

亀山市告示第86号

亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱及び亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱及び亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

(亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱(平成17年亀山市告示第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の申込み) 第6条 この事業を利用しようとする者の属する世帯の世帯主は、 <u>次の各号のいずれかの方法により市長に申し込まなければならない。</u> <u>(1) 脳ドック受診申込書(別記様式)を提出する方法</u> <u>(2) インターネットを利用し、脳ドック受診申込書に記入すべき事項と同様の内容を明示する方法</u>	(利用の申込み) 第6条 この事業を利用しようとする者の属する世帯の世帯主は、 <u>市長に脳ドック受診申込書(別記様式)を提出しなければならない。</u> [号を加える。] [号を加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱(平成20年亀山市告示第126号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の申込み) 第6条 この事業を利用しようとする者は、 <u>次の各号のいずれかの方法により市長に申し込まなければならない。</u> (1) <u>脳ドック受診申込書(別記様式)を提出する方法</u> (2) <u>インターネットを利用し、脳ドック受診申込書に記入すべき事項と同様の内容を明示する方法</u>	(利用の申込み) 第6条 この事業を利用しようとする者は、 <u>市長に脳ドック受診申込書(別記様式)を提出しなければならない。</u> [号を加える。] [号を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。